



## Convention on Biological Diversity

配布  
GENERAL

CBD/CP/MOP/DEC/9/5  
2018年11月30日

原本：英語

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の締約国の  
の会合としての役割を果たす生物多様性条約締約国  
会議  
第9回会合  
シャルム・エル・シェイク（エジプト）、2018年11月17～29日  
議題第10号

### バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の締約国により採択された決定

#### 9/5. Monitoring and reporting (Article 33)

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議

決定BS-VI/15で規定された背景情報の適用に努めると同時に、完全かつ正確な情報を確実に取得する趣旨で、第4回国別報告書の改訂書式を作成するよう事務局長に対し要求した決定CP-VIII/14を想起しつつ、

事務局長が提案した第4回国別報告書の改訂書式の原案<sup>1</sup>を条約実施補助機関がその第2回会合で再検討することを歓迎しつつ、

生物多様性条約及びその議定書に基づく国別報告の調和を改善する、生物多様性関連条約及びリオ3条約及び持続可能な開発のための2030アジェンダ<sup>2</sup>及び持続可能な開発目標のための報告ツール間の協働を強化することの重要性を認識しつつ、並びにこの点に関してこれまでなされた経過を留意しつつ、

1. 提出された追加の第3回国別報告書を歓迎し、まだ第3回国別報告書を提出していない締約国に対し、できる限り速やかに提出するよう緊急性をもって求め<sup>3</sup>、
2. ここに附属する報告書式を採択し、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の実施に関する第4回国別報告書に本書式を使用するよう締約国に要求し、
3. 必要に応じて、原住民及び地域社会を含む全ての関連各国の利害関係者が関わる協議プロセスを通じて国別報告を作成するよう締約国に依頼し、
4. 締約国に対し報告書式の全ての質問に回答するよう奨励し、4回目の評価を円滑に進め、カルタヘナ議定書の有効性及び2011～2020年期間のバイオセーフティに関するカ

<sup>1</sup>[CBD/SBI/2/22](#)、セクションI、勧告2/13を参照

<sup>2</sup>2015年9月25日国連総会決議70/1

<sup>3</sup>

アンゴラ、アゼルバイジャン、ベリーズ、カーボベルデ、ジブチ、ヨルダン、リビア、モンテネグロ、ナウル、パプアニューギニア、カタール、サウジアラビア、セルビア、セーシェル、パレスチナ、及びシリア。

ルタヘナ議定書の戦略計画の最終評価<sup>4</sup>を再検討するために第4回国別報告書を期限内に提出する重要性を強調し、

5. 以下の条件で、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の実施に関する第4回国別報告書を事務局に提出するよう締約国に要求し、その他の政府に対し同報告書を提出するよう依頼する。

(a) 国際連合の公用語、

(b) 第4回国別報告書を検討する予定の、カルタヘナ議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第10回会合の12カ月前、

(c) 望ましくは、バイオセーフティに関する情報交換センターを通じてオンラインで、又はこの目的のために事務局を通じて入手できるようになる当該書式にカルタヘナ議定書の中央連絡先担当者の正式な署名を入れたものを用いてオフラインで、

6. オンライン報告ツールの中で、当該締約国が提出した以前の国別報告書に記載された回答を表示して選択するオプションを引き続き利用できるよう事務局長に要求し、

7. 国別報告書のオフライン提出を引き続き推進することも事務局長に要求し、

8. 資金供与の仕組みに関する指針を採択する際に、地球環境ファシリティに対し、カルタヘナ議定書に基づく第4回国別報告書の作成及び提出を円滑に進められるよう適格な締約国への拠出を適切な時期に利用できるよう依頼することを締約国会議に対し勧告し、

9. 決定14/27に記載された生物多様性条約締約国会議の案内を受諾し、及び2023年に開始する国別報告周期と同期することを決定する。

---

<sup>4</sup> 決定BS-V/16、附属書I。

附属書

バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書に基づく第4回国別報告書の改訂書式の原案  
報告書の出所

1. 国： 日本
- 報告書の連絡者
2. 連絡者の名前： 北橋 義明
3. 連絡者の肩書き： 外来生物対策室長
4. 組織： 環境省
5. 住所： 〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
6. 電話番号： +81-3-3581-3351
7. FAX番号： +81-3-3581-7090
8. Eメール： bch@env.go.jp
9. この報告書の作成に協力又は参加した組織及び利害関係者： 日本国政府関係 7 省

提出

10. 提出日： 年 月 日
11. この報告書の対象期間： 期間：2015年10月から2019年9月まで

報告者の署名<sup>5</sup> \_\_\_\_\_

<sup>5</sup> この文書は、CBD事務局によりこの文書に記載された情報をさらに加工するため、MS Wordの保護された形式として公開されています。文章記入欄及びチェックボックスのみ変更が可能です。文書への記入が終わった時点で保存した後、最初のページを印刷し、署名してください。本書式は、以下のBCHのURLから、電子版で作成することも可能です。[リンク先を追加]

**重要：この報告書に含まれる情報の分析を容易にするため、締約国は、バイオセーフティに関する情報交換センターを経由して報告書を提出するか、又は、署名付きの最初のページのスキャンコピーとともにMS Word形式の報告書をE-メールに添付して以下の事務局メールアドレスへ送付することが推奨されます。 [secretariat@cbd.int](mailto:secretariat@cbd.int).  
この報告書は、ファックス、郵便又はMS Word形式以外の電子媒体では送らないでください。**

<p>12. あなたの国がバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書（CPB）の締約国でない場合は、締約国になるために国として実施しているプロセスはありますか？</p>	<p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>13. 詳細を以下に記入してください。 [記入欄 <span style="float: right;">]</span></p>	
<p><b>第2条 一般規定</b></p> <p>第2条では、締約各国に対し、この議定書に基づく義務を履行するため、必要かつ適当な法律上の措置、行政上の措置、その他の措置をとるよう要求しています</p>	
<p>14. あなたの国は、この議定書を実施するため、必要とされる国内措置を導入していますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 国内措置が完全に整っている <input type="checkbox"/> 国内措置が部分的に整っている <input type="checkbox"/> 一時的な措置のみ導入している <input type="checkbox"/> 措置の原案のみ存在している <input type="checkbox"/> いかなる措置もとっていない</p>
<p>15. バイオセーフティに関する国内措置を実施するため、どのような具体的な手段をとっていますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1つ又は複数のバイオセーフティに関する国内法令 <input type="checkbox"/> 1つ又は複数のバイオセーフティに関する国内規制 <input type="checkbox"/> 1つ又は複数のバイオセーフティに関する指針 <input type="checkbox"/> バイオセーフティに間接的に適用されるその他の法令、規制又は指針 <input type="checkbox"/> いかなる手段もとっていない</p>
<p>16. あなたの国は、バイオセーフティを国内のバイオセーフティ戦略及び行動計画、その他の政策又は法令の主流に組み入れるための取り組みを行っていますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい：生物多様性国家戦略2012-2020（NBSAP） <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> その他：[具体的に記入してください]</p>
<p>17. あなたの国は、バイオセーフティに関する国内措置を運用するため、予算配分を行う制度を確立していますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、ある程度：[具体的に記入してください] <input type="checkbox"/> いいえ</p>

<p>18. あなたの国には、バイオセーフティに直接関与する機能を管理するため、常任のスタッフがいますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>19. 質問18に対して「はい」と回答した場合、バイオセーフティに直接関与している常任のスタッフは何人いますか？</p>	<p><input type="checkbox"/> 1～4人 <input type="checkbox"/> 5～9人 <input checked="" type="checkbox"/> 10人以上</p> <p>この人数は適切ですか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>20. あなたの国における第2条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。 [関係7省において常勤のスタッフを配置し、予算を確保して、国内担保法を運用しています。]</p>	
<p><b>第5条 -医薬品</b></p>	
<p>21. あなたの国は、人のための医薬品である改変された生物（LMOs）の国境を越える移動、取扱い又は利用を規制していますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、ある程度：[具体的に記入してください] <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>22. あなたの国における第5条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。 [国内担保法では、医薬品も対象としており、他のLMOと同じように、国内での使用について、申請者が作成した生物多様性影響評価書を踏まえて審査を行い、生物多様性に影響を生じるおそれがないと判断される場合に承認を行っています。ただし、輸出の通告及び輸出の際の表示の対象からは除外しています。]</p>	
<p><b>第6条 -通過及び拡散防止措置の下での利用</b></p>	
<p>23. あなたの国は、LMOsの通過を規制していますか？</p>	<p><input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、ある程度：[具体的に記入してください] <input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>24. あなたの国は、拡散防止措置の下でのLMOsの利用を規制していますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>25. あなたの国は、拡散防止措置を目的にLMOsの輸入に関する決定を行ったことがありますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>

26. あなたの国における第6条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。  
 [国内担保法に基づき、法で定める拡散防止措置の下での使用等については、主務省令により定められている拡散防止措置若しくは事前に主務大臣の確認を受けた拡散防止措置について、これを認めています。  
 LMOsの通過については規制を設けていません。]

<b>第7条から第10条：事前の情報に基づく合意（AIA）及び改変された生物（LMOs）の環境への意図的な導入</b>	
27. あなたの国は、自国の管轄下にある輸出者が、AIAに関する手続きの対象となるLMOsの意図的な国境を越える移動に先立ち、輸入締約国の権限のある当局に対して書面により通告するための法的要件を設けていますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、ある程度：[具体的に記入してください] <input type="checkbox"/> いいえ
28. 輸出締約国となっている場合、あなたの国は、輸出者の提供する通告に記載する情報の正確性のための法的要件を設けていますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、ある程度：[具体的に記入してください] <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない（LMOsを現在輸出していない締約国）
29. 本報告期間中に、環境への意図的な導入を目的とするLMOsの意図的な国境を越える移動についての通告を、あなたの国は受領しましたか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
30. 質問29に対して「はい」と回答した場合、その通告には完全な情報（少なくともバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の附属書Iに定める情報）が記載されていましたか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい、常に <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input type="checkbox"/> いいえ
31. 質問29に対して「はい」と回答した場合、あなたの国は、通告の受領後90日以内に、通告をした者に対してその通告の受領確認を行っていますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい、常に <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input type="checkbox"/> いいえ
32. 質問29に対して「はい」と回答した場合、あなたの国は、その決定を通報していますか？	。

<p>a. 通告をした者には？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい、常に <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>b. バイオセーフティに関する情報交換センター（BCH）には？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい、常に <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>33. あなたの国は、本報告期間中に、環境への意図的な導入を目的とするLMOsの意図的な国境を越える移動についての通告に応じる決定を行ったことがありますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>34. 質問33に対して「はい」と回答した場合、環境への意図的な導入を目的とするLMOsの輸入について、承認した輸入は何件ありましたか？</p>	<p><input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> 1～4件 <input type="checkbox"/> 5～9件 <input type="checkbox"/> 10件以上</p>
<p>35. 質問34で「LMOsを承認した」と回答した場合、これらのLMOsが全て実際にあなたの国に輸入されましたか？</p>	<p><input type="checkbox"/> はい、常に <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>36. 質問33に対して「はい」と回答した場合、あなたの国の決定事項のうち、次のカテゴリーに該当するものの割合はどのくらいですか？</p>	<p>[ 100 % ] 無条件でLMOの輸入 / 使用を承認 [ % ] 条件付でLMOの輸入 / 使用を承認 [ % ] LMOの輸入 / 使用の禁止 [ % ] 追加的な関連情報の要請 [ % ] 決定についての連絡期間が延長されたことを通告をした者に通知</p>
<p>37. 質問36であなたの国が「条件付で輸入を承認する」又は「輸入を禁止する」決定を行ったことがあると回答した場合、その理由を提供しましたか？</p>	<p><input type="checkbox"/> はい、常に <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>38. あなたの国において、環境への意図的な導入を目的とするLMOsが及ぼす可能性のある悪影響に関する科学的な確実性が欠如する場合の対策を含め、第7条から10条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。</p> <p>[ 議定書及び国内担保法に基づき、報告期間中、1件の遺伝子組換え生物（栽培用ナタネ）について審査を行い、既に同一の遺伝子組換え生物の国内での使用が承認されていたことから、無条件で承認しました。また、承認した旨BCHに通報しました。 ]</p>	

<b>第11条 食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とする改変された生物 (LMOs-FFP) のための手続</b>	
<p>39. あなたの国は、食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的として行われる国境を越える移動の対象となり得るLMOの国内利用（市場取引に付することを含む）について意思決定を行うための法令上の措置、規制上の措置又は行政上の措置がありますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>40. あなたの国は、食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的として行われる国境を越える移動の対象となり得るLMOsの国内利用（市場取引に付することを含む）について申請者の提供する情報の正確性のための法的要件を設けていますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、ある程度：[具体的に記入してください] <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>41. 本報告期間中に、食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的として行われる国境を越える移動の対象となり得るLMOの国内利用（市場取引に付することを含む）について、あなたの国が行った決定は何件ありましたか？</p>	<p><input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1～4件 <input type="checkbox"/> 5～9件 <input checked="" type="checkbox"/> 10件以上</p>
<p>42. あなたの国は、食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とするLMOの輸入についての意思決定を行うための法令上の措置、規制上の措置又は行政上の措置がありますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>43. 本報告期間中に、あなたの国が食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とするLMOsの輸入について行った決定は何件ですか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1～4件 <input type="checkbox"/> 5～9件 <input type="checkbox"/> 10件以上</p>
<p>44. あなたの国において、食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的として行われる国境を越える移動の対象となり得るLMOsが及ぼす可能性のある悪影響に関する科学的な確実性が欠如する場合の対策を含め、第11条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。</p> <p>[国内担保法に基づき、食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とするLMOsの国内での使用について、申請者が提出した生物多様性影響評価書を</p>	



踏まえて審査を行い、生物多様性に影響を生じるおそれがないと判断される場合、承認を行っています。]	
<b>第12条 決定の再検討</b>	
45. あなたの国は、LMOsの意図的な国境を越える移動についての決定の再検討及び変更のための制度を確立していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、ある程度：[具体的に記入してください] <input type="checkbox"/> いいえ
46. 本報告期間中に、LMOsの意図的な国境を越える移動について、再検討及び/又は変更をあなたの国で行いましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
47. 質問46に対して「はい」と回答した場合、再検討及び/又は変更を行った決定は何件ありましたか？	<input type="checkbox"/> 1～4件 <input type="checkbox"/> 5～9件 <input type="checkbox"/> 10件以上
48. 質問46に対して「はい」と回答した場合、輸出締約国又は通告をした者からの要請がきっかけとなった再検討はありましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
49. 質問48に対して「はい」と回答した場合、あなたの国は、この決定についての理由を示す回答を90日以内に提供しましたか？	<input type="checkbox"/> はい、常に <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input type="checkbox"/> いいえ
50. 質問46に対して「はい」と回答した場合、輸入締約国としてあなたの国が開始した再検討はありましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
51. 質問50に対して「はい」と回答した場合、あなたの国は、この決定又は通知についての理由を30日以内に示しましたか？	<input type="checkbox"/> はい、常に <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input type="checkbox"/> いいえ
a. 通告をした者には？	<input type="checkbox"/> はい、常に <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input type="checkbox"/> いいえ
b. BCHには？	<input type="checkbox"/> はい、常に <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input type="checkbox"/> いいえ
52. あなたの国における第12条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。	

[決定の再検討及び変更を行った事例はありません。]	
<b>第13条 簡易な手続</b>	
53. あなたの国は、LMOsの意図的な国境を越える移動について、簡易な手続きを適用する仕組みを確立していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、ある程度：[具体的に記入してください] <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
54. 本報告期間中に、あなたの国は簡易な手続きを適用しましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
55. 質問54に対して「はい」と回答した場合、あなたの国が簡易な手続きを適用したLMOsの事例は何件ありましたか？	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1～5件 <input type="checkbox"/> 5件以上
56. 質問54に対して「はい」と回答した場合、あなたの国は、簡易な手続きを適用した事例について、BCHを通じて締約国に通報していますか？	<input type="checkbox"/> はい、常に <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input type="checkbox"/> いいえ
57. あなたの国における第13条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。 [簡易な手続は使用していません。]	
<b>第14条 二国間の、地域的な及び多数国間の協定及び取決め</b>	
58. あなたの国が他の締約国又は非締約国と、バイオセーフティに関連する二国間、地域的な又は多国間の協定又は取決めを確立した例は何件ありましたか？	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1～4件 <input type="checkbox"/> 5～9件 <input type="checkbox"/> 10件以上
59. 質問58で「協定又は取決めを確立した」と回答した場合、その範囲及び目的について、以下に簡単に内容を記入してください。 [記入欄 <span style="float: right;">]</span>	
60. あなたの国における第14条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。 [該当する協定又は取決めを締結していません。]	

第15条と第16条 -危険性の評価と危険の管理	
61. あなたの国の国内規制の枠組みはLMOsの危険性の評価を実施しなければならないよう要求していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
62. 質問61に「はい」と回答した場合は、どのようなLMOsについて要件を適用しますか（該当するもの全てを選択してください）？	<input checked="" type="checkbox"/> 環境への意図的な導入を目的としたLMOsの輸入に対して <input checked="" type="checkbox"/> 食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的としたLMOsの輸入に対して <input checked="" type="checkbox"/> 食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的として行われる国境を越える移動の対象となり得るLMOの国内利用（市場取引に付することを含む）についての決定に対して <input checked="" type="checkbox"/> 拡散防止措置を目的としたLMOsの輸入に対して <input type="checkbox"/> その他：[具体的に記入してください]
63. あなたの国は、LMOsについて決定を行う前に、危険性の評価を実施する制度を確立していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、ある程度：[具体的に記入してください] <input type="checkbox"/> いいえ
64. 質問63に対して「はい」と回答した場合、この制度には危険性の評価を実施する専門家を特定及び/又は訓練するための手続きが含まれていますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<i>危険性の評価と危険性の管理における能力の開発</i>	
65. あなたの国には、LMOsの危険性の評価、危険性の管理、及び監視の訓練を受けた人は何人いますか？	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1～9人 <input type="checkbox"/> 10～49人 <input type="checkbox"/> 50～99人 <input checked="" type="checkbox"/> 100人以上 この人数は適切ですか。 <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
a. 危険性の評価：	
b. 危険性の管理	<input type="checkbox"/> なし

<p>c. 監視：</p>	<p> <input type="checkbox"/> 1～9人  <input type="checkbox"/> 10～49人  <input type="checkbox"/> 50～99人  <input checked="" type="checkbox"/> 100人以上                  この人数は適切ですか。 <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ             </p> <hr/> <p> <input type="checkbox"/> なし  <input type="checkbox"/> 1～9人  <input type="checkbox"/> 10～49人  <input type="checkbox"/> 50～99人  <input checked="" type="checkbox"/> 100人以上                  この人数は適切ですか。 <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ             </p>
<p>66. あなたの国はLMOの危険性の評価及び危険性の管理の訓練に、訓練教材及び/又は技術指針を使用していますか？</p>	<p> <input checked="" type="checkbox"/> はい  <input type="checkbox"/> いいえ                 </p>
<p>67. 質問66に対して「はい」と回答した場合、あなたの国は危険性評価の訓練のための「LMOsの危険性の評価マニュアル」（CBD事務局が開発）を使用していますか？</p>	<p> <input type="checkbox"/> はい  <input checked="" type="checkbox"/> いいえ                 </p>
<p>68. 質問66に対して「はい」と回答した場合、あなたの国は危険性評価の訓練のために「LMOsの危険性評価の指針」（危険性評価と危険性管理のオンラインフォーラムとAHTEGが開発）を使用していますか？</p>	<p> <input type="checkbox"/> はい  <input checked="" type="checkbox"/> いいえ                 </p>
<p>69. あなたの国は、LMOsの危険性評価の特別な項目に関するさらなる指針を特に必要としていますか？</p>	<p> <input type="checkbox"/> はい：[具体的に記入してください]  <input checked="" type="checkbox"/> いいえ                 </p>
<p>70. あなたの国は、人の健康に対する危険性を考慮して、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるLMOs又はその具体的な形質を検出、識別、その危険性を評価、及び/又は監視する能力がありますか？</p> <p>a. 検出：</p> <p>b. 識別：</p>	<p> <input checked="" type="checkbox"/> はい  <input type="checkbox"/> いいえ                 </p> <hr/> <p> <input checked="" type="checkbox"/> はい  <input type="checkbox"/> いいえ                 </p>

<p>c. 危険性の評価：</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>d. 監視：</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p><i>危険性の評価と危険性の管理の実施</i></p>	
<p>71. あなたの国は危険性の評価若しくは危険性の管理の実施、又は通告をした者が提出した危険性の評価報告書の評価のために、何か指針文書を採用又は使用していますか？</p>	
<p>a. 危険性の評価：</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>b. 危険性の管理</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>72. 質問71に対して「はい」と回答した場合、あなたの国は危険性の評価若しくは危険性の管理の実施、又は通告をした者が提出した危険性の評価報告書の評価のために、「LMOsの危険性評価の指針」（危険性評価と危険性管理のオンラインフォーラムとAHTEGが開発）を使用していますか？</p>	<p><input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>73. あなたの国は他国と協力して危険性評価に対する一般的な取り組み又は実施方法を採用していますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>74. あなたの国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるLMOs又はその具体的な形質を特定することを目的として、他の締約国と協力していますか？</p>	<p><input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>75. 本報告期間中に、あなたの国は、LMOの危険性の評価を実施したことがありますか（拡散防止措置の下での利用、実地試験、商業的な目的、食料、飼料としての直接的な利用、又は加工用などの、いかなるLMOsの危険性の評価も含む）？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>76. 回答75に対して「はい」と回答した場合、危険性の評価を何度実施しましたか？</p>	<p><input type="checkbox"/> 1～9回 <input type="checkbox"/> 10～49回 <input type="checkbox"/> 50～99回</p>

	<input checked="" type="checkbox"/> 100回以上
<p>77. 質問75に「はい」と回答した場合は、危険性の評価の範囲を示してください（該当するもの全てを選択してください）。</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 拡散防止措置（第3条に従って）に相当するLMOs <input checked="" type="checkbox"/> 実験的試験又は実地検証のための環境への意図的な導入に相当するLMOs <input checked="" type="checkbox"/> 商業的な目的のための環境への意図的な導入に相当するLMOs <input checked="" type="checkbox"/> 食料としての直接的な使用に相当するLMOs <input checked="" type="checkbox"/> 飼料としての直接的な使用に相当するLMOs <input checked="" type="checkbox"/> 加工を目的とするLMOs <input type="checkbox"/> その他：[具体的に記入してください]
<p>78. 質問75に対して「はい」と回答した場合は、危険性評価は、環境への意図的な導入に対するLMOs又は、食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的として行われる国境を越える移動の対象となり得るLMOsの国内使用における全ての決定に対して実施されましたか？</p>	<input checked="" type="checkbox"/> はい、常に <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input type="checkbox"/> いいえ
<p>79. あなたの国は、LMOsの危険性評価で特定された危険性を規制及び管理するための適切な制度、措置及び戦略を確立していますか？</p>	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<p>80. あなたの国は、LMOを最初に放出する前に実施しなければならない危険性評価を要求するような措置などを含め、LMOsの意図的でない国境を越える移動を防止するための適切な措置を講じていますか？</p>	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<p>81. あなたの国は、いかなるLMOsに関し、それが輸入されたものであるか国内で開発されたものであるかを問わず、意図された利用に供される前に、その生活環又は世代時間に相応する適当な期間観察されることを確保するための措置をとっていますか？</p>	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、ある程度：[具体的に記入してください] <input type="checkbox"/> いいえ
<p>82. あなたの国は、環境に放出されるLMOsの潜在的影響を監視する制度を確立していますか？</p>	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、ある程度：[具体的に記入してください]

	<input type="checkbox"/> いいえ
83. あなたの国はLMOsの監視及び管理のために必要なインフラ設備（例：研究施設）がありますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<p>84. あなたの国における第15条と第16条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。</p> <p>[国内担保法に基づき、新規の遺伝子組換え生物を環境中で使用しようとする者（開発者、輸入者等）は、生物多様性影響評価実施要領に基づいて事前に生物多様性への影響を評価することとされています。主務大臣は、その評価結果について専門の学識経験者の意見を聴き、生物多様性に影響を生じるおそれがないと判断される場合に使用を承認しています。また、LMOを日本へ輸出して、日本国内の環境中で使用させようとする者は、日本国内に住所を有する国内管理人を定めた上で、同様に使用の承認を受けることができます。]</p>	
<b>第17条 意図的でない国境を越える移動<sup>6</sup>及び緊急措置</b>	
85. あなたの国は、意図的でない国境を越える移動につながり又はつながる可能性のある自国の管轄の下にある区域での放出に備えて、影響を受けた又は影響を受けた可能性のある国、バイオセーフティに関する情報交換センター、及び、適当な場合には関連する国際機関に通報するための措置を確立していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、ある程度：[具体的に記入してください] <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
86. 本報告期間中に、意図的でない国境を越える移動につながった又はつながる可能性のあった、あなたの国の管轄の下で起きたLMOsの放出事例は何件ありましたか？	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1～4件 <input type="checkbox"/> 5～9件 <input type="checkbox"/> 10件以上
87. 質問86で「放出が起こった」と回答した場合、あなたの国は、影響を受けた又は影響を受けた可能性のある国、バイオセーフティに関する情報交換センター、及び、適当な場合には関連する国際機関に通報していますか？	<input type="checkbox"/> はい、常に <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input type="checkbox"/> いいえ

<sup>6</sup> 決定CP-

VIII/16で採択された運用上の定義に従って、「<sup>6</sup> 改変された生物の意図的でない国境を越える移動」は、改変された生物が放出された締約国の国境を意図せず越えた改変された生物の国境を越える移動であり、影響を受けた又は影響を受けた可能性のある国において、人の健康に対する危険性を考慮して、関与する改変された生物が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のある場合にのみ、議定書第17条の要件をそのような国境を越える移動に適用する。

<p>88. あなたの国には、意図的でない国境を越える移動に応じて適切な対応策をとる能力がありますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>89. 本報告期間中に、あなたの国で、自国の領土内への意図的でない国境を越える移動に何件気づきましたか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1～4件 <input type="checkbox"/> 5～9件 <input type="checkbox"/> 10件以上</p>
<p>90. あなたの国における第17条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。 [該当するような事態は生じていません。]</p>	

<p style="text-align: center;"><b>第18条 –取扱い、輸送、包装及び表示</b></p>	
<p>91. あなたの国は、関連する国際的な規則及び基準を考慮して、「国境を越える移動の対象となるLMOs」が安全な状況の下で取扱われ、包装され及び輸送されることを義務付けるための措置をとっていますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、ある程度：[具体的に記入してください] <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>92. あなたの国は、LMOs-FFPに添付する文書において、「LMOsの識別が不明な場合に」、「LMOsを含む可能性がある」こと及び環境への意図的な導入を目的とするものではないこと並びに追加的な情報のための連絡先を明確に表示することを義務付ける措置をとっていますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、ある程度：[具体的に記入してください] <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>93. あなたの国は、LMOs-FFPに添付する文書において、「LMOsの識別が明確な場合に」、「LMOsを含む」こと及び環境への意図的な導入を目的とするものではないこと並びに追加的な情報のための連絡先を明確に表示することを義務付ける措置をとっていますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、ある程度：[具体的に記入してください] <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>94. 質問91、92及び/又は質問93に対して「はい」と回答した場合、あなたの国はLMOsに添付するどのような文書が必要ですか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> LMOs専用の文書 <input type="checkbox"/> 他の文書の一部として（LMOs専用ではない） <input type="checkbox"/> その他：[具体的に記入してください]</p>
<p>95. あなたの国は、「拡散防止措置の下での利用」を目的とするLMOsに添付する</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p>



<p>文書において、これらが「LMOs」であることを明確に表示し、並びに安全な取扱い、保管、輸送及び利用に関する要件及び追加的な情報のための連絡先（これらのLMOの仕向先である個人及び団体の氏名又は名称及び住所を含む）を明記することを義務付ける措置をとっていますか？</p>	<p><input type="checkbox"/> はい、ある程度：[具体的に記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>96. 質問95に対して「はい」と回答した場合、あなたの国は拡散防止措置の下での利用を目的とするLMOsの識別にどのような種類の文書を必要としますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> LMOs専用の文書</p> <p><input type="checkbox"/> 他の文書の一部として（LMOs専用ではない）</p> <p><input type="checkbox"/> その他：[具体的に記入してください]</p>
<p>97. あなたの国は、「輸入締約国の環境への意図的な導入を目的とするLMOs」に添付する文書において、これらが「改変された生物」であることを明確に表示し、並びにその識別についての情報及び関連する形質及び/又は特性、安全な取扱い、保管、輸送及び利用に関する要件、追加的な情報のための連絡先並びに適当な場合には輸入者及び輸出者の氏名又は名称及び住所を明記し、また、当該文書にこのLMOsの移動が輸出者に適用されるこの議定書の規定に従って行われるものである旨の宣言を含めることを義務付ける措置をとっていますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度：[具体的に記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>98. 質問97に対して「はい」と回答した場合、あなたの国は環境への意図的な導入を目的とするLMOsの識別にどのような文書が必要ですか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> LMOs専用の文書</p> <p><input type="checkbox"/> 他の文書の一部として（LMOs専用ではない）</p> <p><input type="checkbox"/> その他：[具体的に記入してください]</p>
<p>99. あなたの国は、改変された生物の安全な取扱い、輸送、梱包を徹底することを目的とした指針がありますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>100. あなたの国には、LMOsの識別及び文書化についての要件を実行する能力がありますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度：[具体的に記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>101. あなたの国ではLMOsの識別の訓練を受けた税関職員は何人いますか？</p>	<p><input type="checkbox"/> なし</p> <p><input type="checkbox"/> 1～9人</p>

	<input type="checkbox"/> 10～49人 <input type="checkbox"/> 50～99人 <input checked="" type="checkbox"/> 100人以上 この人数は適切ですか。 <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
102. あなたの国は、LMOsをサンプリング及び検出するための手順を確立していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、ある程度：[具体的に記入してください] <input type="checkbox"/> いいえ
103. あなたの国にはLMOs検出の訓練を受けた研究施設の職員が何人いますか？	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1～9人 <input type="checkbox"/> 10～49人 <input type="checkbox"/> 50～99人 <input checked="" type="checkbox"/> 100人以上 この人数は適切ですか。 <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
104. あなたの国は、LMOsの検出のために確実に利用できる研究施設がありますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
105. あなたの国のいくつかの研究所がLMO検出の認定を受けていますか？	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1～4箇所 <input checked="" type="checkbox"/> 5～9箇所 <input type="checkbox"/> 10～49箇所 <input type="checkbox"/> 50箇所以上
106. 質問105で「自国内に認定を受けた研究所がある」と回答した場合、認定を受けた研究所のうち現在LMOsの検出で現在稼働しているのはいくつありますか？	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1～4箇所 <input checked="" type="checkbox"/> 5～9箇所 <input type="checkbox"/> 10～49箇所 <input type="checkbox"/> 50箇所以上
107. あなたの国における第18条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。 [国内担保法に基づき、LMOを輸出する際には、包装、容器、送り状等に必要事項を表示しなければならないとされています。具体的な様式は施行規則で定められており、議定書の規定に基づき、輸入国において拡散防止措置を執って使用されるLMO、食用、飼料用または加工用に供されるLMO及びその他のLMOに区分して、表示内容が定められています。]	

<b>第19条 -国内の権限のある当局及び中央連絡先</b>	
108. あなたの国は、二以上の「国内の権限のある当局」を指定している場合、LMOsについて決定を行う前に複数の当局の行動を調整する制度を確立していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない（国内の権限のある当局を指定していない） <input checked="" type="checkbox"/> 該当しない（1箇所のみ国内の権限のある当局を指定している）
109. あなたの国は、「国内の権限のある当局」がバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書により必要とされる行政上の任務を遂行できるようにするため、適切な制度的能力を確立していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、ある程度：[具体的に記入してください] <input type="checkbox"/> いいえ
110. あなたの国は、バイオセーフティ関連の問題について中央連絡先、国内の権限のある当局及び他の施設間の協力を強化するための取り組みを行っていますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい：[具体的に記入してください] <input type="checkbox"/> いいえ
111. あなたの国における第19条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。 [該当する情報については、BCHに提供しています。]	
<b>第20条 -情報の共有及びバイオセーフティに関する情報交換センター（BCH）</b>	
112. あなたの国がBCHへ提供する必須の情報について、以下に分類される各情報が利用可能であるか、また、すでにBCHに提供されているかを特定することにより、各情報の状況の概要を記入してください。	
a. 議定書の実施のための現行の法令、法規及び指針並びに事前の情報に基づく合意の手続きのために締約国が必要とする情報（第20条第3項(a)）	<input checked="" type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能 <input type="checkbox"/> 情報の利用不可能
b. 食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とするLMOsの輸入について適用される法令、法規及び指針（第11条第5項）	<input checked="" type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能

	<input type="checkbox"/> 情報の利用不可能
<p>c. 二国間の、地域的な及び多数国間の協定及び取決め（第14条第2項及び第20条第3項(b)）</p>	<input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能 <input type="checkbox"/> 情報の利用不可能
<p>d. 国内の権限のある当局の連絡先（第19条第2項及び第3項）、国内の中央連絡先（第19条第1項及び第3項）、及び、緊急時連絡先（第17条第3項(e)）</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能 <input type="checkbox"/> 情報の利用不可能
<p>e. LMOsの通過に関する締約国の決定（第6条第1項）</p>	<input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能 <input type="checkbox"/> 情報の利用不可能
<p>f. 拡散防止措置に相当するLMOsの輸入に関する締約国の決定（第6条第2項）</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能 <input type="checkbox"/> 情報の利用不可能
<p>g. 生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのあるLMOsの意図的でない国境を越える移動につながり又はつながる可能性のあるあなたの国の管轄下における放出に関する通報（第17条第1項）</p>	<input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能 <input type="checkbox"/> 情報の利用不可能
<p>h. LMOsの不法な国境を越える移動事例に関する情報（第25条第3項）</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能

	<input type="checkbox"/> 情報の利用不可能
i. 環境への意図的な導入を目的とするLMOsの輸入に関する決定（第10条第3項）	<input checked="" type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能 <input type="checkbox"/> 情報の利用不可能
j. LMOsの特定の輸入に対する国内規制の適用に関する情報（第14条第4項）	<input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能 <input type="checkbox"/> 情報の利用不可能
k. 食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的として行われる国境を越える移動の対象となり得るLMOsの国内利用についての決定（第11条第1項）	<input checked="" type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能 <input type="checkbox"/> 情報の利用不可能
l. 国内規制の枠組み（第11条第4項）に基づいた、又は、議定書の附属書III（第11条第6項）に従った、食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とするLMOsの輸入についての決定	<input checked="" type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能 <input type="checkbox"/> 情報の利用不可能
m. 食料若しくは飼料として直接利用し又は加工することを目的とするLMOsのために使用される枠組みについての宣言（第11条第6項）	<input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能 <input type="checkbox"/> 情報の利用不可能
n. LMOsの意図的な国境を越える移動に関する決定についての再検討及び変更（第12条第1項）	<input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能

	<input type="checkbox"/> 情報の利用不可能
<p>o. 輸入締約国に意図的な国境を越える移動が通告されると同時に、意図的な国境を越える移動が行われる可能性のある場合（第13条第1項(a））</p>	<input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能 <input type="checkbox"/> 情報の利用不可能
<p>p. 各締約国が例外として扱っているLMOs（第13条第1項(b））</p>	<input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能 <input type="checkbox"/> 情報の利用不可能
<p>q. 自国の規制の過程で得られたLMOsについての危険性の評価又は環境面での検討及びその成果に関する関連情報の概要（第20条第3項(c））</p>	<input checked="" type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいても利用可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては利用不可能 <input type="checkbox"/> 利用可能な情報、BCHにおいては一部についてのみ利用可能 <input type="checkbox"/> 情報の利用不可能
<p>113. 質問112のいずれかの項目で利用可能な情報、「BCHにおいては利用不可能」又は「BCHにおいては一部についてのみ利用可能」と回答した場合、以下に簡単に内容を記入してください。</p> <p>[該当するものではありません。]</p>	
<p>114. あなたの国は、国内におけるBCHの中央連絡先が行政上の任務を遂行することができるように、その能力を強化するための制度を確立していますか？</p>	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、ある程度：[具体的に記入してください] <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
<p>115. あなたの国は、国内におけるBCHの中央連絡先、カルタヘナ議定書の中央連絡先及び国内の権限のある当局間において、BCHに対して情報を利用可能なものにするために調整を行う制度を確立していますか？</p>	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、ある程度：[具体的に記入してください] <input type="checkbox"/> いいえ
<p>116. あなたの国は、LMOsに関する意思決定の過程において、BCHにおいて利用可能な情報を利用していますか？</p>	<input type="checkbox"/> はい、常に <input checked="" type="checkbox"/> はい、一部のケースについて

	<input type="checkbox"/> いいえ <input type="checkbox"/> 該当しない（決定を下さなかった）
117. あなたの国は、BCHへのアクセス又は利用に関する問題に直面したことがありますか？	<input type="checkbox"/> はい：[具体的に記入してください] <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
118. 本報告期間中に、あなたの国で開催されたバイオセーフティ関連のイベント（例：セミナー、ワークショップ、記者会見、教育的行事）は何件ありましたか？	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1～4件 <input type="checkbox"/> 5～9件 <input checked="" type="checkbox"/> 10～24件 <input type="checkbox"/> 25件以上
119. 本報告期間中に、あなたの国で出版されたバイオセーフティ関連の出版物は何件ありましたか？	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1～9件 <input type="checkbox"/> 10～49件 <input type="checkbox"/> 50～99件 <input checked="" type="checkbox"/> 100件以上
<p>120. あなたの国における第20条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。</p> <p>[議定書に基づき、BCHに情報提供を行う際には、BCHのマネージメント・センターを通じて関連情報を直接入力しています。BCHに対応する国内ホームページとして日本版バイオセーフティクリアリングハウスJ-BCHを運用しており、議定書や国内法に関する情報、国内で使用が承認されたLMOのデータベース等を提供しています。このうち、国内法制度や承認されたLMOに関する情報（国内で承認されている使用の内容やリスク評価の概要）については、英文でも掲載しています。]</p>	
<b>第21条 秘密の情報</b>	
121. あなたの国は、議定書に基づいて受領した秘密の情報を保護する手続きを確立していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、ある程度：[具体的に記入してください] <input type="checkbox"/> いいえ
122. あなたの国は、通告をした者に対して、秘密のものとして取扱われるべき情報を特定することを認めていますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい、常に <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input type="checkbox"/> いいえ
<p>123. あなたの国における第21条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。</p>	

<p>[国内担保法に基づき、LMOの国内での使用について、申請者が作成した生物多様性影響評価書を踏まえて審査を行うにあたり、申請者が特定する秘密のものとして取扱われるべき情報については公開しないこと、関係者はこれを漏らさないこととしています。]</p>	
<p><b>第22条 -能力の開発</b></p>	
<p>124. あなたの国は議定書の効果的な実施のための能力の開発に、予測可能で確実な資金がありますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度：[具体的に記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>125. あなたの国は、バイオセーフティに関する人的資源及び制度的能力の開発及び/又は強化において、外部の支援を受けましたか、又は、他の締約国との協力的な活動から利益を得ましたか？</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度：[具体的に記入してください]</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>126. 質問125に対して「はい」と回答した場合、どのような方法でこれらの資源を利用することができましたか？</p>	<p><input type="checkbox"/> 二国間の経路</p> <p><input type="checkbox"/> 地域的な経路</p> <p><input type="checkbox"/> 多数国間の経路</p>
<p>127. あなたの国は、バイオセーフティに関する人的資源及び制度的能力の開発及び/又は強化において、他の締約国に支援を提供しましたか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> はい、ある程度：[具体的に記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>128. 質問127に対して「はい」と回答した場合、どのような方法でこれらの資源を利用することができましたか？</p>	<p><input type="checkbox"/> 二国間の経路</p> <p><input type="checkbox"/> 地域的な経路</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 多数国間の経路</p>
<p>129. 本報告期間中に、あなたの国は、バイオセーフティに関する能力の開発のために地球環境ファシリティ（GEF）の資金を利用するための手続きを開始しましたか？</p>	<p><input type="checkbox"/> はい：[具体的に記入してください]</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>130. 質問129に対して「はい」と回答した場合、この手続きをどのように評価しますか？</p>	<p><input type="checkbox"/> 非常に簡単</p> <p><input type="checkbox"/> 簡単</p> <p><input type="checkbox"/> 普通</p> <p><input type="checkbox"/> 難しい</p> <p><input type="checkbox"/> 非常に難しい</p>



<p>131. 本報告期間中に、あなたの国は、バイオセーフティに関する人的資源及び制度的能力の開発及び/又は強化のための活動を行いましたか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい  <input type="checkbox"/> はい、ある程度：[具体的に記入してください]  <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>132. 質問131に対して「はい」と回答した場合、次のうちどの分野の活動を行いましたか（該当するもの全てを選択してください）？</p>	<p><input type="checkbox"/> 制度的能力及び人的資源  <input type="checkbox"/> 分野横断的及び各専門分野の法令、政策及び制度におけるバイオセーフティの統合（バイオセーフティの主流化）  <input checked="" type="checkbox"/> 危険性評価及びその他の科学技術の専門知識  <input checked="" type="checkbox"/> 危険性の管理  <input checked="" type="checkbox"/> バイオセーフティに関する公衆の啓発、参加及び教育  <input checked="" type="checkbox"/> バイオセーフティに関する情報交換センターの利用を含む、情報交換及びデータ管理  <input type="checkbox"/> 準地域的、地域的及び国際的水準での科学的、技術的及び制度的協力  <input type="checkbox"/> 技術移転  <input checked="" type="checkbox"/> LMOsの識別及び検出  <input type="checkbox"/> 社会経済上の配慮  <input checked="" type="checkbox"/> 議定書第18条第2項の規定に基づく文書に求められる要件の実施  <input type="checkbox"/> 秘密の情報の取扱い  <input checked="" type="checkbox"/> LMOsの意図的でない及び/又は不法な国境を越える移動に対する措置  <input checked="" type="checkbox"/> LMOsに関するバイオセーフティについての科学研究  <input type="checkbox"/> 人の健康に対する危険性を考慮すること  <input type="checkbox"/> 責任及び救済  <input type="checkbox"/> その他：[具体的に記入してください]</p>
<p>133. 本報告期間中に、あなたの国は、能力開発の必要性について評価を実施しましたか？</p>	<p><input type="checkbox"/> はい  <input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>134. あなたの国は、依然として能力の開発を必要としていますか？</p>	<p><input type="checkbox"/> はい  <input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>135. 質問134に対して「はい」と回答した場合、次のうち依然として能力開発を</p>	<p><input type="checkbox"/> 制度的能力及び人的資源</p>

<p>必要とするのはどの分野ですか（該当するもの全てを選択してください）？</p>	<p><input type="checkbox"/> 分野横断的及び各専門分野の法令、政策及び制度におけるバイオセーフティの統合（バイオセーフティの主流化）</p> <p><input type="checkbox"/> 危険性評価及びその他の科学技術の専門知識</p> <p><input type="checkbox"/> 危険性の管理</p> <p><input type="checkbox"/> バイオセーフティに関する公衆の啓発、参加及び教育</p> <p><input type="checkbox"/> バイオセーフティに関する情報交換センターの利用を含む、情報交換及びデータ管理</p> <p><input type="checkbox"/> 準地域的、地域的及び国際的水準での科学的、技術的及び制度的協力</p> <p><input type="checkbox"/> 技術移転</p> <p><input type="checkbox"/> LMOsのサンプリング、検出及び識別</p> <p><input type="checkbox"/> 社会経済上の配慮</p> <p><input type="checkbox"/> 取扱い、輸送、包装及び表示に関する文書に求められる要件の実施</p> <p><input type="checkbox"/> 秘密の情報の取扱い</p> <p><input type="checkbox"/> LMOsの意図的でない及び/又は不法な国境を越える移動に対する措置</p> <p><input type="checkbox"/> LMOsに関するバイオセーフティについての科学研究</p> <p><input type="checkbox"/> 人の健康に対する危険性を考慮すること</p> <p><input type="checkbox"/> 責任及び救済</p> <p><input type="checkbox"/> その他：[具体的に記入してください]</p>
<p>136. あなたの国は、能力開発のための戦略及び行動計画を開発しましたか？</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>137. あなたの国は、バイオセーフティに関する能力の開発の取り組みを調整する機能的な国家制度を整備していますか？</p>	<p><input type="checkbox"/> はい</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>138. あなたの国において、GEFの資金を利用する際の経験についての詳細を含め、第22条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。</p> <p>[地球環境ファシリティー（GEF）への拠出を通じ、プロジェクトに貢献しています。BCHに掲載されている専門家登録制度に専門家を登録しています。また、CBD事務局に対して拠出し、能力開発に関するプロジェクトの実施を支援していました。]</p>	

<b>第23条 公衆の啓発及び参加</b>	
139. あなたの国の法令又は政策にバイオセーフティに関する公衆の啓発、教育及び/又は参加が記載されていますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、ある程度：[具体的に記入してください] <input type="checkbox"/> いいえ
140. 本報告期間中に、あなたの国は、公衆の啓発、教育及び/又は参加との関連で他国及び国際的な団体と協力しましたか？	<input type="checkbox"/> はい：[具体的に記入してください] <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
141. あなたの国は、LMOに関する情報を公衆が取得する機会を確保するための制度を確立していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、ある程度：[具体的に記入してください] <input type="checkbox"/> いいえ
142. あなたの国では、バイオセーフティに関する国内のコミュニケーション戦略が設置されていますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい：生物多様性国家戦略2012-2020 (NBSAP) <input type="checkbox"/> いいえ
143. あなたの国は、バイオセーフティに関して啓発や支援プログラムがありますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい：[具体的に記入してください] <input type="checkbox"/> いいえ
144. あなたの国には、バイオセーフティに関する国内のウェブサイトがありますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
145. あなたの国では、バイオセーフティ教育、及び訓練コース及びプログラムを提供している学術施設はいくつありますか？	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1～4箇所 <input type="checkbox"/> 5～9箇所 <input checked="" type="checkbox"/> 10箇所以上 この数は適切ですか。 <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
146. あなたの国には、公衆が利用可能なバイオセーフティに関する教材及び/又はオンラインコースが何個ありますか？	<input type="checkbox"/> なし <input checked="" type="checkbox"/> 1～4個 <input type="checkbox"/> 5～9個 <input type="checkbox"/> 10～24個 <input type="checkbox"/> 25～99個 <input type="checkbox"/> 100個以上 この数は適切ですか。 <input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ

<p>147. あなたの国は、LMOsについての意思決定の過程において公衆の意見を求める制度を確立していますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい  <input type="checkbox"/> はい、ある程度：[具体的に記入してください]  <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>148. あなたの国は、LMOに関する意志決定の過程において公衆が参加するための既存の様式について公表しましたか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい  <input type="checkbox"/> はい、ある程度：[具体的に記入してください]  <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>149. 質問148に対して「はい」と回答した場合、公表にどのような様式が採用されましたか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 政府のウェブサイト  <input type="checkbox"/> 新聞  <input type="checkbox"/> フォーラム  <input type="checkbox"/> メーリングリスト  <input type="checkbox"/> 公聴会  <input type="checkbox"/> ソーシャルメディア  <input type="checkbox"/> その他：[具体的に記入してください]</p>
<p>150. 本報告期間中に、あなたの国が、LMOsについての意思決定の過程において公衆の意見を求めた回数は何回ですか？</p>	<p><input type="checkbox"/> なし（意見を求めずに決定した）  <input type="checkbox"/> 1～4回  <input checked="" type="checkbox"/> 5回以上  <input type="checkbox"/> 該当しない（決定を下さなかった）</p>
<p>151. あなたの国は、バイオセーフティに関する情報交換センターを利用する方法について、公衆に周知していますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい  <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>152. あなたの国における第23条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。          [J-BCHをはじめ、関係する各省のHPにおいて、LMOの開発状況やわが国における使用の状況等、LMOに関する情報を提供しています。また、BCHにもリンクして、BCHに掲載されている情報にもアクセスできるようにしています。新規のLMOの環境中での使用を承認する際には、当該LMOの生物多様性影響評価書の概要及び当該申請に対する学識経験者の意見を公表し、パブリックコメントを行っています。その結果についてもJ-BCH等において公表しています。]</p>	

<b>第24条 非締約国</b>	
153. あなたの国は、非締約国との間において、LMOsの国境を越える移動に関する二国間の、地域的な及び多数国間の協定を締結していますか？	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
154. 本報告期間中に、あなたの国は非締約国からLMOsを輸入しましたか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
155. 本報告期間中に、あなたの国は、非締約国へLMOsを輸出しましたか？	<input type="checkbox"/> はい <input checked="" type="checkbox"/> いいえ
156. 質問154及び/又は質問155に対して「はい」と回答した場合、LMOsの国境を越える移動は、バイオセーフティに関するカルタヘナ議定書の目的に適合していましたか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい、常に <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ <input type="checkbox"/> いいえ
<p>157. あなたの国における第24条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。</p> <p>[日本では、非締約国からの主に食用若しくは飼料用として直接利用し又は加工することを目的とする遺伝子組換え生物及び拡散防止措置の下での利用を目的とした遺伝子組換え生物の輸入を行っています。日本国内でLMOを環境中で使用する際（食用、飼料用として生きている種子を流通させる場合等を含みます）には、国内担保法に基づく承認が必要です。このため、非締約国からの輸入であっても国内で承認されていないLMOを環境中で使用することは出来ません。]</p>	
<b>第25条 不法な国境を越える移動<sup>7</sup></b>	
158. あなたの国は、カルタヘナ議定書を実施するための自国の国内措置に違反して行われるLMOsの国境を越える移動を防止し及び/又は処罰するための国内措置をとっていますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> はい、ある程度：[具体的に記入してください] <input type="checkbox"/> いいえ
159. 本報告期間中に、あなたの国が気づいたLMOsの不法な国境を越える移動は何件ありましたか？	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1～4件 <input type="checkbox"/> 5～9件 <input checked="" type="checkbox"/> 10件以上

<sup>7</sup> 決定CP-

VIII/16で採択された運用上の定義に従って、「『不法な国境を越える移動』は、当該締約国が採択している議定書を履行するための国内措置に違反して行われる改変された生物の国境を越える移動である」

<p>160. 質問159で「あなたの国がLMOsの不法な国境を越える移動に気づいた」と回答した場合、LMOの出所を確認しましたか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい  <input type="checkbox"/> はい、一部のケースについて  <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>161. あなたの国における第25条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。  [報告期間中、手続を経ずに遺伝子組換え生物（パパイヤ、ワタ）の輸入が確認されました。これは遺伝子組換えであることを知らずに輸入したものでした。政府は、生物多様性影響を防止するため、回収・廃棄等の措置を講じ、輸入者に対して再発防止を求めました。]</p>	
<p><b>第26条 –社会経済上の配慮</b></p>	
<p>162. あなたの国は、LMOの意志決定においてどのように社会経済上の配慮が行われるべきか促す、特別な取り組み又は要件がありますか？</p>	<p><input type="checkbox"/> はい  <input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>163. 本報告期間中に、LMOが及ぼす影響に関する社会経済上の配慮を意志決定において行いましたか？</p>	<p><input type="checkbox"/> はい、常に  <input type="checkbox"/> 一部のケースについてのみ  <input checked="" type="checkbox"/> いいえ  <input type="checkbox"/> 該当しない（決定を下さなかった）</p>
<p>164. あなたの国は、社会経済上の配慮に関する国家の行動を説明する又は決定する目的で、論文審査のある出版物をいくつ利用しましたか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> なし  <input type="checkbox"/> 1～4件  <input type="checkbox"/> 5～9件  <input type="checkbox"/> 10～49件  <input type="checkbox"/> 50件以上  この件数は適切ですか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>165. あなたの国は、LMOsが及ぼす社会経済上の影響に関する研究及び情報交換について他の締約国と協力していますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい  <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>166. あなたの国における第26条の規定の実施に関して、詳細を以下に記入してください。  [本規定に関する施策の実施はありません。]</p>	

<b>第28条 資金供与の制度及び資金</b>	
167. 本報告期間中に、あなたの国は、カルタヘナ議定書の実行を支援するために、通常の政府国家予算配分を超えて、いくら追加資金を動員しましたか（米ドル相当額）？	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 1～4,999 USD <input type="checkbox"/> 5,000～49,999 USD <input type="checkbox"/> 50,000～99,999 USD <input type="checkbox"/> 100,000～499,000 USD <input type="checkbox"/> 500,000 USD以上
<b>第33条 監視及び報告</b>	
<p>第33条は、締約国に対し、カルタヘナ議定書に基づく<u>自国の義務の履行状況を監視し、及びこの議定書を実施するためにとった措置につき、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議に報告することを要求しています</u></p>	
168. あなたの国は、カルタヘナ議定書の実行のための監視及び強制力のある実行システムが設置されていますか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
<b>責任及び救済に関する名古屋・クアラルンプール補足議定書</b>	
<p>まだ補足議定書の締約国になっていないカルタヘナ議定書の締約国も以下の質問に回答するようお願いいたします。</p>	
169. あなたの国は、この議定書の責任及び救済についての名古屋・クアラルンプール補足議定書の締約国ですか？	<input checked="" type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
170. 質問169に対して「いいえ」と回答した場合、補足議定書の締約国になるために実施している国家的プロセスはありますか？	<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ
171. あなたの国は、この補足議定書を実施するため、必要とされる措置を導入していますか？	<input checked="" type="checkbox"/> 国内措置が完全に整っている <input type="checkbox"/> 国内措置が部分的に整っている <input type="checkbox"/> 一時的な措置のみ導入している <input type="checkbox"/> 措置の原案のみ存在している <input type="checkbox"/> いかなる措置もとっていない

<p>172. 捕捉議定書を実施するため、どのような手段をとっていますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1つ又は複数の国内法令：[具体的に記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> 1つ又は複数の国内規制：[具体的に記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> 1つ又は複数の指針：[具体的に記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> いかなる手段もとっていない</p>
<p>173. あなたの国には、以下の場合に講じなければならない対応策を要求する、行政上又は法律上の枠組みがありますか？</p> <p>a. LMOに起因する損害の場合。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>b. 対応策をとらなければ損害が発生する可能性が十分にある場合。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>174. 質問173aに「はい」と回答した場合、これらの枠組みによって事業者に要件が課されますか（該当するもの全てを選択してください）？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい、事業者は権限のある当局に損害を通報しなければなりません</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> はい、事業者は損害を評価しなければなりません</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> はい、事業者は対応策をとらなければなりません</p> <p><input type="checkbox"/> はい、他の要件があります。[具体的に記入してください]</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>175. 質問173aに対して「はい」と回答した場合、これらの枠組みでは損害を避けるための対応策を講じるよう事業者に要求していますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>176. 質問173a又は質問173bに対して「はい」と回答した場合、これらの枠組みでは「事業者」の定義を規定していますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい</p> <p><input type="checkbox"/> いいえ</p>



<p>177. 質問176に「はい」と回答した場合は、以下のいずれが「事業者」にあたる可能性がありますか（該当するもの全てを選択してください）？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 許可保持者  <input checked="" type="checkbox"/> LMOを市場に出した者  <input checked="" type="checkbox"/> 開発者  <input checked="" type="checkbox"/> 製造者  <input checked="" type="checkbox"/> 通告をした者  <input checked="" type="checkbox"/> 輸出者  <input checked="" type="checkbox"/> 輸入者  <input checked="" type="checkbox"/> 運送者  <input checked="" type="checkbox"/> 供給者  <input type="checkbox"/> その他：[具体的に記入してください]</p>
<p>178. 権限のある当局が、捕捉議定書に記載された役割を果たすことが定められていますか？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> はい：財務省、文科省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省  <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>179. 質問178に「はい」と回答した場合、権限のある当局はどのような手段をとることができますか（該当するもの全てを選択してください）？</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 損害を起こした事業者を特定する  <input checked="" type="checkbox"/> 損害を評価する  <input checked="" type="checkbox"/> 事業者が講じなければならない対応策を決定する  <input type="checkbox"/> 対応策を実施する  <input type="checkbox"/> 損害の評価及び事業者による対応策の実施に関する費用及び経費を回収する  <input checked="" type="checkbox"/> その他：遺伝子組換え生物等の使用者に対し、対応措置の実施を命ずる。</p>
<p>180. あなたの国は、LMOに起因する損害に対する財政上の保障を規定するための措置がありますか？</p>	<p><input type="checkbox"/> はい  <input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>181. 質問180に「はい」と回答した場合、どのような種類の財政上の保障措置がありますか（該当するもの全てを選択してください）？</p>	<p><input type="checkbox"/> 資金源を保障する根拠を示す要件  <input type="checkbox"/> 強制保険  <input type="checkbox"/> 基金を含む政府の計画  <input type="checkbox"/> その他：[具体的に記入してください]</p>
<p>182. あなたの国には、LMOに起因する損害に対処する民事責任に関する規則及び手続きがありますか、又は、そのような損害が裁判所の判決で認められていますか（該当するもの全てを選択してください）？</p>	<p><input type="checkbox"/> はい、民事責任の措置で  <input type="checkbox"/> はい、裁判所の判決で  <input type="checkbox"/> はい、他の要件で。[具体的に記入してください]  <input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p>

<p>183. あなたの国では、LMOsに起因する損害の発生がありましたか？</p>	<p><input type="checkbox"/> はい：[具体的に記入してください]  <input checked="" type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>184. 質問183に対して「はい」と回答した場合、対応策をとりましたか？</p>	<p><input type="checkbox"/> はい：[具体的に記入してください]  <input type="checkbox"/> いいえ</p>
<p>185. この議定書の責任及び救済についての名古屋・クアラルンプール補足議定書の実施に向けてあなたの国で行われている取り組みについて、さらに詳しく記入してください。</p> <p>[日本はNKL補足議定書締約国であり、2018年3月5日にカルタヘナ法が改正されました。</p> <p>具体的には、カルタヘナ法に基づく承認等を受けずに、違法に遺伝子組換え生物等を使用（輸入・流通・栽培等）した結果、生物の多様性への悪影響（指定された種や地域に係る、生息密度の低下、生息地の面積の減少、生息環境の悪化等）が生じた場合、その使用者は、その回復を図るために必要な措置（例えば生息環境の整備、人工増殖・再導入等）を行うことが求められます。</p> <p>生物多様性に悪影響が生じた場合の具体的な対応措置については、海外の事例も参考にしつつ、今後検討して参ります。]</p>	
<p><b>その他の情報</b></p>	
<p>186. 各国におけるカルタヘナ議定書及び捕捉議定書の実施に関して、その他の問題（あなたの国が直面した困難又は障害を含む）があれば以下に記入してください。</p> <p>[2017年、フィンランド政府による遺伝子組換えペチュニアを確認したとの公表を受けて、我が国においても調査を行ったところ、カルタヘナ法に基づく承認を受けていない遺伝子組換えペチュニアが販売されていたことが確認された。このことから、当該品種の回収及び廃棄を指導するとともに、関係業界等に対し広く注意喚起を行った。]</p>	
<p><b>報告書式についてのコメント</b></p>	
<p>187. この報告書を記入する上での問題など、その他情報があれば以下に記入してください。</p> <p>[記入欄 <span style="float: right;">]</span></p>	

-----